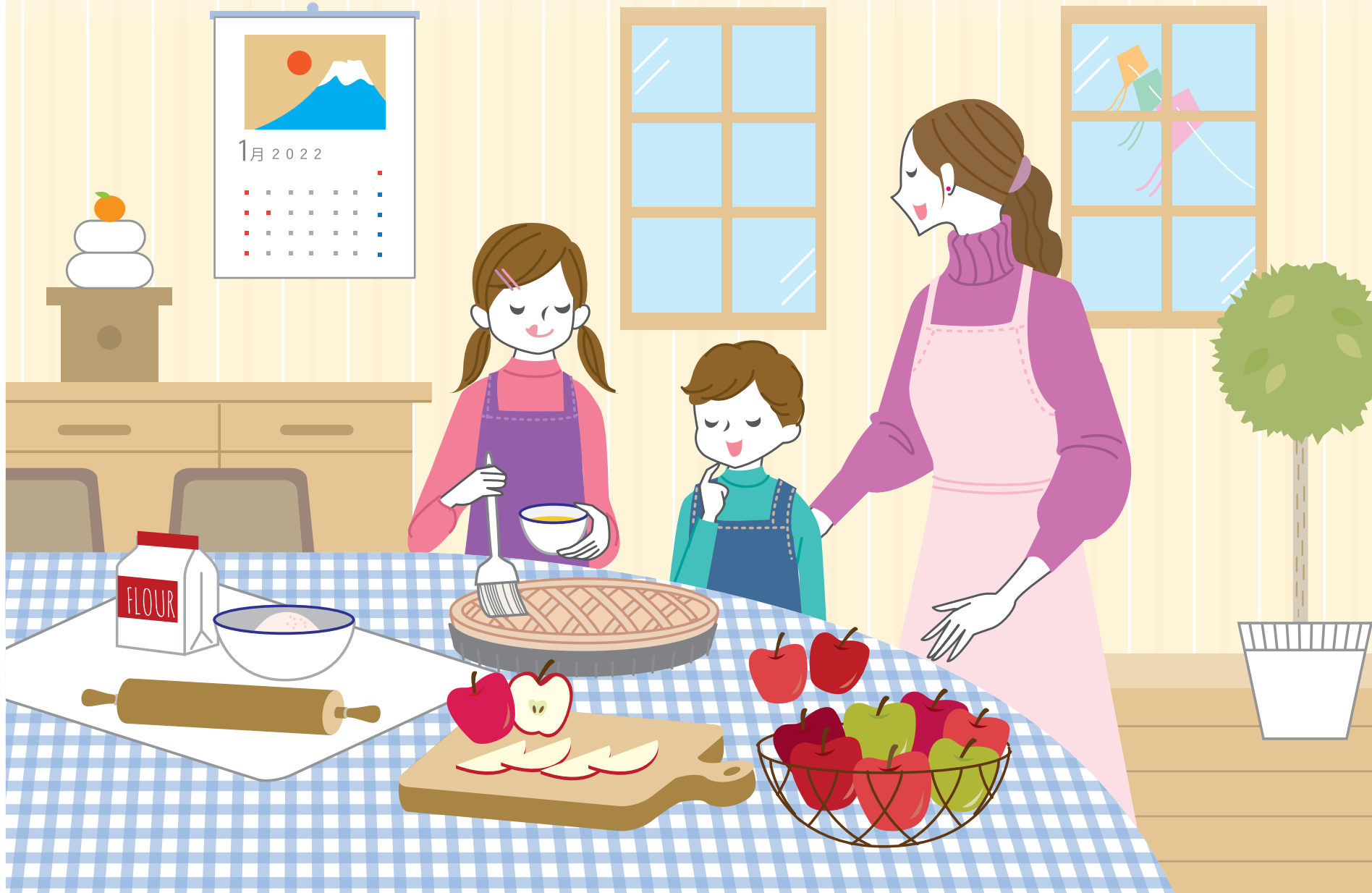




知っておきたい！ 健保のコト

VOL.33

企業合併による被保険者資格と給付

近年、企業の経営統合やM&Aが増えてきました。いまで勤めていた会社が他の企業と合併した場合、それまで加入していた医療保険者が変わることがあります。その場合の保険給付の受給について説明します。

企業の合併後、継続して新たな保険者の適用となった後に会社を辞め健康保険の資格を喪失した方が、任意継続被保険者を申請するケースです。任意継続被保険者の資格要件は資格喪失の前日まで継続して2カ月の被保険者期間が必要です。この期間には以前に加入していた健保組合や協会けんぽに加入していた期間も含まれますので、前の保険者と現在の保険者の合算した継続した加入期間が2カ月以上あれば申請できます。

次に前の保険者から受けていた傷病手当金や出産手当金についても、新たな保険者から引き続き受けることができます。ただし、新たな保険者の加入期間が12カ月未満の場合は、当該期間の標準報酬月額の前年9月末における全被保険者の標準報酬月額の平均した額のいずれか低い方の支給日額が適用されることになります。

最後に、新たな保険者に加入後、短期間で退職した方の出産育児一時金を申請するケースです。同一時金は被保険者期間が継続して1年以上ある方が、資格喪失後6カ月以内に産んだ場合、最後に加入していた保険者から支給を受けることができます。上記のケースでは、以前加入していた保険者期間を合算して継続した期間が1年以上あれば申請することができます。

「かかりつけ医」の推進・制度化など
未来を見据えた制度の構築を

謹んで新春のごあいさつを申し上げます。本年も健保組合・健保連は、皆さんの健康維持・増進のための事業をはじめ、将来も安心して医療が受けられる医療保険制度の実現に向けた活動に取り組んでいきます。

厚生労働省は昨年11月、2019年度に医療機関に支払われた医療費の総額である国民医療費が約44・4兆円、国民1人当たりで35万円強——といずれも過去最高を更新したことを公表しました。増大した主な理由は高齢化の進行と医療の高度化によるものですが、65歳以上の医療費は27・6兆円と全体の6割強を占めています。今年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始めることから、医療費が急増し、現役世代の負担が急速に増えることが懸念されています。

そのため、後期高齢者の窓口負担に新たに2割負担を設け、一定以上の所得のある高齢者に相応の負担をしてもらうことが決定しています。が、限定的な範囲にとどまっており、これだけでは

は不十分であり再検討が必要です。また、今回のコロナ禍での経験を生かし、国民が身近で安心して受診できる「かかりつけ医」の推進・制度化を含め、現在の社会保障制度をあらゆる面から検証・見直し、安定した持続性のある仕組みを早急に構築していく必要があります。

さて、今年の干支は「壬寅」。壬には「陽氣を孕み」、寅には「春の胎動を助く」という意味があり、厳しい冬を越えて春の芽吹きは生命力に溢れ、新しい成長の礎となるイメージだそうです。

この2年間、コロナ禍で普通の生活を謳歌できず、息苦しい状況にありました。幸いにもわが国では昨秋から新型コロナウイルス感染者数が激減し、新規感染者数も低い数値で推移していますが、新たな変異株が確認されるなど当面は予断を許しません。干支の意味するところ、1日でも早くコロナ禍による閉塞的な現状が打開され、少子高齢社会の未来を見据えた医療保険制度の構築に向けて、大きく踏み出したものです。

